○国土交通省告示第九百三十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日　　国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岐阜県養老郡養老町飯積字東細割四八八番三から同町飯積字東細割四八八番三まで	前	最大 二四三 最小 一〇〇	九九
	後	最大 二六四 最小 九二	

○国土交通省告示第九百三十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日　　国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
豊田市花園町林九番一から同市花園町林一〇番三まで	前	最大 六八 最小 四八	二八
	後	最大 六八 最小 四八	

○国土交通省告示第九百三十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日　　国土交通大臣　石井　啓一

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

中央自動車道西宮線　岐阜県養老郡養老町飯積字東細割四八八番三から同県養老郡養老町飯積字広割四二〇番二まで　平成二十九年十月二十二日十五時

○関東地方整備局告示第二百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日　　関東地方整備局長　泊　宏

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市鬼高四丁目二七一番一地先から同市鬼高三丁目七六五番八地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十月二十日

○関東地方整備局告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日　　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　二百九十八号　市川市鬼高四丁目二七一番一地先から同市鬼高三丁目七六五番八地先まで　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十月二十一日

○中部地方整備局告示第八十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日　　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
岐阜県養老郡養老町飯積二丁目八九番一から同町大跡字東畑八六七番一まで	前	二四・〇〇～六一一・〇〇	三・三二一
	後	一二・〇〇～六一一・〇〇	三・三二一

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十日から二週間中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日　　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
岐阜県養老郡養老町飯積二丁目八九番一から同町大跡字東畑八六七番二まで	一一・五〇～二五三・〇〇	三・二三〇

四　指定する期日　平成二十九年十月二十二日